

任意継続加入の方

(実施期間5月～翌年3月)

特定健診のご案内

健診は健康状態を知る第一歩です。健康管理のために必ず受診しましょう！

実施方法

集合契約 A・B タイプ (健保連指定契約医療機関) … 毎年 5 月中旬にご自宅に受診券を送付します。

* 年度途中から任意継続加入の方で在職時健診未受診の方はご連絡下さい。受診券を発行いたします。

受診対象者

40～74 才 (年度末時点) のすべての被保険者・被扶養者 (受診当日に資格のある方)

検査項目・個人負担額

検査項目			40～74 才
特定健診項目	診察等	医師問診、理学的所見 (身体診察)、質問票	個人負担なし (健康保険組合が全額負担)
		身長、体重、腹囲、肥満度・標準体重、血圧	
	脂質	中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール	
	肝機能	AST (GOT)、ALT (GPT)、γ-GT (γ-GTP)	
	血糖	空腹時血糖 又は HbA1c	
	尿検査	蛋白、糖	

健保連指定契約医療機関

集合契約 A タイプ・・・「健康保険組合連合会」との直接契約医療機関

集合契約 B タイプ・・・「自治体」の健診機関を利用するもの

契約医療機関『A・Bタイプ』閲覧方法

申込から受診までの流れ

- ① 健康保険組合から送付された「受診券」をご確認下さい。
- ② 健保連指定契約医療機関に直接予約する。 *『特定健診を受診したい』とお伝え下さい。
- ③ 特定健診を受ける。 * 受診日当日は「受診券」と「保険証」を忘れずにお持ち下さい。
- ④ 「特定健診」については自動的に健康保険組合へ請求されますので窓口での支払いは不要です。

注意事項

* 年度内お 1 人様 1 回に限り受診できます。

* 受診時に任意継続の加入者であることが必要です。

保険証に記載されている「資格喪失予定年月日」以降は受診できませんのでご注意下さい。